

議案第 6 7 号

群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

群馬県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 2 月 1 9 日群馬県指令市第 2 1 5
－ 1 号）の変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第
1 項の規定により、別紙のとおり関係市町村で協議の上、定めることについて、同法
第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

安中市長 岩 井 均

群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議書

群馬県後期高齢者医療広域連合規約を下記のとおり変更するものとする。

記

群馬県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

群馬県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月19日群馬県指令市第215-1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次の各号に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第8条第1項から第3項までの規定中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第17条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。